

第382回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和3年3月11日(木) 13時15分から14時39分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階A会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和3年3月4日(木)
【発送年月日: 令和3年3月4日(木)】
4. 公示日 : 令和3年3月4日(木)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
壱岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、草野委員、松尾委員、高山委員
7. 欠席委員 : 大久保委員、川上委員、法村委員、亀田委員
8. 臨席者 : 漁業振興課 大崎係長
9. 事務局 : 富永事務局長、神寄次長、竹本係長、中島書記
10. 議題 :
 - 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)
 - 第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に
定める「くろまぐろ」の策定について(協議)
 - 第4号議案 長崎県資源管理指針の変更について
 - 第5号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき
期間について(諮問)
 - 第6号議案 五島海区漁業調整委員会規程の一部改正について
 - 第7号議案 五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正
について
 - 第8号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について

第382回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和3年3月11日(木) 13時15分から14時39分まで

場所：五島振興局4階A会議室 長崎県五島市福江町7番1号

役割分担	進行内容など
事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第382回五島海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>本日はコロナ感染症対策等のため、リモートでの開催となっております。開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。</p>
熊川会長	<p>(挨拶)</p> <p>今回委員会では、太田委員、吉村委員、松尾委員、高山委員はテレビ会議システムによりご出席されておりますが、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態にあることを確認しております。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日は議案についての説明のため、長崎県水産部漁業振興課から担当が出席していますのでご紹介します。</p> <p>漁業振興課の大崎係長です。</p>
大崎係長	<p>(挨拶)</p>
熊川会長	<p>それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>本日は、6名の委員が出席されています。</p> <p>出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。</p>
熊川会長	<p>これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「吉村委員」と「高山委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
熊川会長	<p>ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「吉村委員」と「高山委員」にお願いします。</p>

熊川会長 本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、

第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）

第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1 - 1第4及び同別紙1 - 2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）

第4号議案 長崎県資源管理指針の変更について

第5号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第6号議案 五島海区漁業調整委員会規定の一部改正について

第7号議案 五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について

第8号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について

事務局 はい。

熊川会長 事務局、どうぞ。

事務局 第1号議案から第3号議案につきましては、関連性が高い内容となっておりますので説明を一括でさせていただき、審議につきましては個別にお願いしたいと考えております。

熊川会長 事務局から、第1号議案から第3号議案については、関連性が高い内容ということで一括して説明し、審議は議案ごとにしてほしいとのことですが、よろしいですね。

各委員 （異議なし）

熊川会長 それでは、第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）、第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1 - 1第4及び同別紙1 - 2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）を上程します。

一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。
県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
(第1号議案の諮問文 朗読)
次に、第2号議案、資料16ページをご覧ください。
県知事からの諮問文を朗読いたします。
(第2号議案の諮問文 朗読)
続いて、第3号議案、資料18ページをご覧ください。
知事からの協議文を朗読いたします。
(第3号議案の協議文 朗読)

事務局 それでは、以上の第1号議案、第2号議案、第3号議案について、漁業振興課から説明をお願いします。

大崎係長 (資料説明)
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

熊川会長 ただいま、第1号議案、第2号議案、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、まず、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 ご異議もないようですので、
第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 次に、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 続いて、第3号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くるまぐる」の策定について(協議) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

草野委員 オリピック方式については、当初枠を消化するために1月いっぱいの漁獲量を見て判断するということがあったが、実際は早め早めの統計となっており不満である。1年目を行って悪い箇所があればやり方を見直すということであったが、開始時期を早めるだけで中身は変わらない。適切な時期かどうか現場の意見を聞いてほしい。

漁業振興課 海区会長会では今回のオリピックについても了承を得ており、理解を得られているということであるが、地区地区のことも考慮しなければならないと考えている。

熊川会長 関係漁協の意見を聞いてほしいということですね。

草野委員 はい。この場では了承するが、もう一度組合長会に説明してほしい。

熊川会長 草野委員から、この案件については了解するというので、その代わりに組合長会に説明をするように、とのことでいかがかと提案されました。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 それでは、第3号議案について、再度採決をいたします。

熊川会長 第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1 - 1第4及び同別紙1 - 2第4の別に定める「くるまぐる」の策定について(協議) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 ご異議もないようですので、
第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1 - 1第4及び同別紙1 - 2第4の別に定める「くるまぐる」の策定について(協議) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することに決定します。
以上で、第3号議案を終了します。

熊川会長 次に、第4号議案 長崎県資源管理指針の変更について を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の43ページをご覧ください。県知事から意見照会文書が届いていますので、朗読させていただきます。
(照会文書朗読)
それでは漁業振興課の担当から説明をお願いします。

大崎係長 それでは、「長崎県資源管理指針の変更について説明します。
(資料説明)
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

熊川会長 ただいま、第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第4号議案 長崎県資源管理指針の変更につきまして、採決に入ります。

熊川会長 第4号議案 長崎県資源管理指針の変更については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 ご異議もないようですので、第4号議案 長崎県資源管理指針の変更について は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。
以上で、第4号議案を終了します。

熊川会長 続いて、第5号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問) を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料110ページをご覧ください。県知事から本庁許可と振興局専決許可計2件の諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
(諮問文、本庁許可分と振興局専決許可分を朗読)
(資料説明)
以上で説明を終わります。

事務局 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第5号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第5号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第5号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 ご異議もないようですので、
第5号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第5号議案を終了します。

熊川会長 続いて、第6号議案 五島海区漁業調整委員会規定の一部改正についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の115ページをご覧ください。五島海区漁業調整委員会規定の一部改正について ご説明させていただきます。
(資料説明)
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第6号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第6号議案 五島海区漁業調整委員会規定の一部改正につきまして、採決に入ります。

熊川会長 第6号議案 五島海区漁業調整委員会規定の一部改正については、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 ご異議もないようですので、第6号議案 五島海区漁業調整委員会規定の一部改正については、原案どおり一部改正することに決定します。
なお、改正の施行日は令和2年12月1日とします。
以上で、第6号議案を終了します。

熊川会長 続いて、第7号議案 五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の123ページをご覧ください。五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について ご説明させていただきます。
(資料説明)
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第7号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第7号議案 五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正につきまして、採決に入ります。

熊川会長 第7号議案 五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正については、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 ご異議もないようですので、第7号議案 五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正については、原案どおり一部改正することに決定します。
なお、改正の施行日は令和2年12月1日とします。
以上で、第7号議案を終了します。

熊川会長 続いて、第8号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の131ページをご覧ください。五島海区漁業調整委員会指示の一部改正について ご説明させていただきます。
(資料説明)
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第8号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第8号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正につきまして、採決に入ります。

熊川会長 第8号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正については、原案どおり委員会指示を一部改正することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

熊川会長 ご異議もないようですので、第8号議案 五島海区漁業調整委員会指示の一部改正については、原案どおり一部改正することに決定します。
以上で、第8号議案を終了します。

熊川会長 これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

太田委員 県からの諮問文や協議文において、宛名が「五島海区漁業調整委員会 会長 熊川長吉 様」であったり、「五島海区漁業調整委員会会長 様」であったりと、標記が異なるので統一したほうが良いかと思う。

事務局次長 決まりはないので、統一するよう調整いたします。

熊川会長 他に、何かご意見ご質問等はないでしょうか。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

富永事務局長 (挨拶)

各委員 (質問、意見等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。
お忙しい中のご出席、ありがとうございました。